

高校生活について

本校は「自主・信義・調和」の校訓を掲げ、「知・徳・体」のバランスのとれた人間形成をめざしております。

特に基本的な生活習慣の確立、規律ある集団生活を基本として、人間性豊かで、社会の変化にしなやかに対応できる生徒の育成に努めます。

	内 容
登 下 校	① 登校規定時間は8:30とする。 ② 自転車通学は許可制とする。 自転車通学する場合は交通ルールを遵守し、歩行者や自動車に十分配慮しましょう。 ③ 原動機付自転車・バイク等での通学は安全面を考慮して不可とする。 ④ 登下校時は、本校指定の制服を着用する。 休暇中の登下校も同様とする。 ⑤ 登校後の外出は許可しない。やむを得ず外出の必要が生じた場合は、学級担任に届け、許可を得ること。
欠 席	① 保護者より8:20までに電話等で学級担任に欠席理由を連絡する。(※) ② 病気による長期欠席やインフルエンザ(出校停止)等の場合には医師の証明書等を添える。
遅 刻	① 保護者より8:20までに電話等で学級担任に遅刻理由を連絡する。(※) ② 登校後、直ちに職員室に寄り、学級担任または学年職員に連絡し健康観察をしたのち、授業を受ける。
早 退	① 保護者より8:20までに電話等で学級担任に早退理由を連絡する。(※) 学級担任の確認後に早退をする。 ② 風邪・傷病等による早退は、保健室にて相談後、学級担任の許可を得た後に早退する。
欠 課	① 事前にわかっている場合は、学級担任へ申し出る。 ② 傷病等で欠課した場合は、後で学級担任へ申し出る。

※ 電話連絡の場合は午前8時までは留守番電話対応となっています。
電話での混雑を避けるため、保護者連絡ツール「まなびポケット」での連絡を推奨しています。

アルバイト	<p>アルバイトは原則禁止とする。ただし、経済的理由等により、アルバイトをしなければならない場合は、事前に相談すること。</p> <p>① 次の場合は許可をしないことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著しく成績が不振の者 ・就職, 進学未決定者(3年生) ・飲酒を主とする店でのアルバイト <p>② アルバイトの申請は学期ごとに行う。</p> <p>③ 21時までの帰宅を厳守する。</p> <p>④ 無断アルバイトの場合は、特別指導の対象とする。</p>
普通運転免許取得	<p>在学中の免許取得は原則禁止とする。3年生については、冬季休業の日以降から許可する。ただし、著しく成績が不振の者は許可しないことがある。</p> <p>① 運転免許取得許可願を、学級担任へ提出する。</p> <p>② 受講(入校申込み)予約は認める。</p> <p>③ 次の者は、その違反が発見された場合、特別指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無断免許取得者 ・許可を受けて免許を取得し、本校在学中に車の運転を行った者
原付運転免許取得	<p>在学中の免許取得は原則禁止とする。</p> <p>① 家庭の事情でやむをえず免許取得の場合は、運転免許取得許可願を、学級担任へ提出する。</p> <p>② 無断免許取得の場合は特別指導を行う。</p>

○ 学 習

- 1 始業のチャイムによって授業を始める。
- 2 授業の始まりと終わりにはあいさつをする。
- 3 教室内は常に清潔に保つ。
- 4 考査については別紙に定める。

○ その他

- 1 学校の内外を問わず、集会を催す場合には学校に相談する。
- 2 保健室利用規程を別紙の通り定める。
- 3 転学、退学をする場合には、学級担任を通じ所定の書類を提出して校長の許可を得る。
(転退学願)
- 4 次の場合は学級担任に届け出なければならない。
 - ア. 住所を変更した場合。(住所変更届)
 - イ. 登校後外出する場合。
 - ウ. 自宅外より通学する場合。
 - エ. 自己または同居者が法定伝染病にかかった場合。

○ 懲 戒

下記の者は、職員会議の議決により懲戒処分を行う。

- 1 法律に違反したもの(もしくは法律違反者と同席したもの。)
【いじめ、万引き、器物破損、暴力行為など】
- 2 考査時に不正行為をおこなった者
- 3 道徳的に許されない行動をおこなった者
- 4 性行不良で改善の見込みのない者

スマートフォン(携帯電話)の持ち込みについて

本校では、登下校時の安全確保・家庭との連絡を目的として、スマートフォン(携帯電話)の校内持ち込みを許可しています。

1. 基本方針

家庭との連絡用、生命・身体の安全確保を目的としている事を前提とする。

※スマートフォン(携帯電話)の持ち込み・管理については、自己責任とする。

※持ち込んだ際の紛失・盗難・破損等については、学校は一切責任を負わない。

2. 校内持ち込みルール

①敷地内での使用は、禁止する。

②各自、鍵のかかるロッカーで管理する。

※敷地に入る前に電源をオフにしておくこと。

3. 登下校中の使用について

①道路交通法他、法律を遵守すること。

②使用においては、マナーを守ること。

ア. 自転車を運転中に使用しない。

イ. 歩きながら使用しない。(音楽を聴くことも含む)

ウ. 携帯の使用が、他者の迷惑にならないようにする。

自転車通学について

自転車通学は、本校が定める条件を満たし、安全運転を確約すると共に道路交通法および本校が定める規則を遵守する生徒にのみ許可します。また、1年生の自転車通学許可は、4月中旬以降に実施予定です。

※自転車通学規程を別紙に定める。

※任意保険加入が必須。